

～新庁舎建設基本計画の策定に向けた検討を進めています～

市の最上位計画である第2次総合計画(前期基本計画)において、特に力を入れて推進する重点プロジェクトの1つである新庁舎建設事業。今回は、平成27年3月に策定した「新庁舎建設基本構想」の概要と現時点で想定している新庁舎の整備時期についてお知らせします。

新庁舎の整備位置

基本構想で定めた那須塩原市前弥六南町7番12周辺の概ね30,000㎡の土地を新庁舎建設用地として用地の取得も含めた検討を進めています。



これまでの主な経過

新庁舎建設については、合併協定項目に基づき、さまざまな角度から検討、調査などを進めてきました。平成27年3月に有識者や市内団体の代表者、公募市民などで構成する庁舎建設市民検討懇談会や市議会の庁舎建設検討特別委員会の意見、市民アンケートの結果、市議会からの提言事項を踏まえた基本構想を策定しました。

その後、引き続き検討を重ねてきましたが、東京オリンピックなどの影響により建築費や労務単価の高騰が伝えられました。また、合併特例債の発行可能期間も平成36年度まで延長されたため、新庁舎の建設時期を東京オリンピック以降に延期することが適当と判断しました。

新庁舎建設は、総合計画で定めた将来像の具現化や県北の中心都市にふさわしい拠点づくりを推進するために、特に力を入れて取り組む必要があります。そのため、総合計画の重点プロジェクトに位置付け、今年度から本格的な検討を再開しました。現在は、懇談会などの意見を聞きながら、基本計画の策定に向けた検討を進めています。

新庁舎に求められる機能

- 1 親しみやすく便利**
 - 子育て中の市民や高齢者、障害者にも使いやすいスペースを確保したバリアフリー設計
- 2 災害に備えた防災拠点**
 - 地域公共交通の便が良い など
- 3 まちづくりの拠点**
 - 災害時の避難者受け入れが可能で十分な備蓄がある など
 - 周辺にさまざまな施設を誘導する
 - 市民交流スペースがある

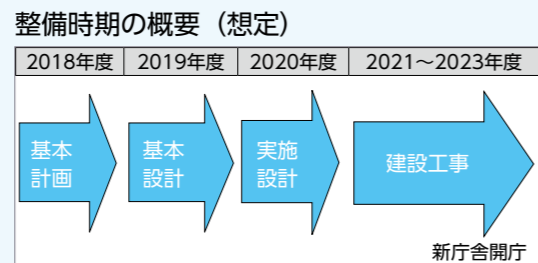
基本構想では既存本庁舎の課題を8つの項目に整理

既存本庁舎の課題

基本構想では、既存本庁舎の課題を8つの項目に整理しました。とりわけ①狭さの問題が、行政機能の分散化や市民サービスの不足を招く要因となり、市民の利便性や市民サービスの低下にもつながっています。

- 1 庁舎の狭さ**
 - 市民ニーズの多様化やそれに伴う事務量の増加などにより、窓口の狭あい化が進み、待合スペースや執務スペース、相談室などのスペースを確保することが困難な状況です。
- 2 構造的な問題**
 - 正面玄関から全体が見渡せず、どの課に行けばいいのかが分かりにくいいため、総合窓口案内を設置しています。しかし、将来に向けて抜本的に構造を見直す必要があります。
- 3 行政機能の分散**
 - 既存本庁舎が狭いため、子ども未来部、教育部、上下水道部などを西那須野庁舎に配置しており、本庁機能の窓口が分散しています。
 - そのため、市民の利便性と行政効率の低下を招いています。
- 4 防災上の問題**
 - 非常用電源の整備が十分でないなど、危機管理機能を備えた防災拠点としての役割を果たすことが難しい状況にあります。
- 5 バリアフリー化の限界**
 - 建設当時、高齢者や障害者などに配慮した設計思想が希薄だったこともあり、バリアフリーへの対応が十分ではありません。
- 6 施設の老朽化**
 - 築30年以上が経過し、空調設備、電気設備、給排水設備などの老朽化が進行しています。これに伴う維持管理費の増加が懸念されることから、抜本的に維持管理費の軽減を図る必要があります。
- 7 市民スペースの不足**
 - 市民が交流するスペースがほとんどありません。市民活動の情報などを受発信できるスペースが求められます。
- 8 既存本庁舎の位置の問題**
 - 分りにくい場所に位置している上に、交通機関の集まる駅周辺に立地していないことから、自家用車などの移動手段がない人に不便をきたしています。

整備時期(想定)



※2015年度に基本構想を策定済。
※スケジュールは、事業の発注手法などに伴い、変更になる場合もあります。

新庁舎建設時期の延期に伴い、基本構想で定めたスケジュールを見直し、現在は次のスケジュールを想定し検討を進めています。

新庁舎建設の財源

平成19年度から積み立てを開始した新庁舎整備基金や有利な地方債である合併特例債、国・県などの補助金を活用することを検討します。

新庁舎建設に関する情報をお伝えしていきます

現在、庁舎建設市民検討懇談会を開催し、新庁舎建設に向けた検討を進めています。懇談会の開催日や検討内容などは、市ホームページや広報なすしおばらでお知らせしていきます。



▶問い合わせ
企画政策課 ☎0287(62)9254